

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払輸入保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00042 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年12月20日 一部改正</u></p> <p>前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00042 沿革 (略)</p> <p>前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p><u>（電子情報処理組織を使用した申込等）</u></p> <p><u>第23条 この細則に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p>		
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年1月4日から実施する。</u></p>		